

(税理士法の一部改正)

第十一條 税理士法(昭和二十六年法律第一百三十七号)の一部を次のよう  
に改正する。

(税理士の業務)

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税(印紙税、登録免許税、関税  
、法定外普通税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十三  
条の三第四項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税を  
いう。)、法定外目的税(同項に規定する法定外目的税をいう。)その  
他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十号を除き、以  
下同じ。)に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 省 略

二 税務書類の作成(税務官公署に対する申告書、申請書  
、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成  
し、かつ、税務官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録  
(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識すること  
ができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理  
の用に供されるものをいう。第三十四条第一項において同じ。)を作  
成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)で財務省令  
で定めるもの(以下「申告書等」という。)を作成することをいう。)

三 省 略  
2・3 省 略

(税理士の資格)

第三条 省 略

3 第一項第四号に掲げる公認会計士は、公認会計士法第十六条第一項に  
規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法  
に関する研修を修了した公認会計士とする。

(欠格条項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、

(税理士の業務)

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税(印紙税、登録免許税、関税  
、法定外普通税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十三  
条の三第四項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税を  
いう。)、法定外目的税(同項に規定する法定外目的税をいう。)その  
他の政令で定めるものを除く。以下同じ。)に関し、次に掲げる事務を行  
うことを業とする。

一 同 上

二 税務書類の作成(税務官公署に対する申告書、申請書  
、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成  
し、かつ、税務官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録  
(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識すること  
ができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理  
の用に供されるものをいう。第三十四条において同じ。)を作成する  
場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)で財務省令で定め  
るもの(以下「申告書等」という。)を作成することをいう。)

三 同 上  
2・3 同 上

(税理士の資格)

第三条 同 上

(欠格条項)

第四条 同 上

税理士となる資格を有しない。

一・三 省 略

四 国税若しくは地方税に関する法令又はこの法律の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの

五 省 略

六 国税又は地方税に関する法令及びこの法律以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

七・八 省 略

九 国家公務員法若しくは国会職員法の規定による懲戒免職の処分を受けべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第一項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この号において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分又は同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分をいう。以下この号において同じ。）を受けた者又は地方公務員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた者で、これらの处分を受けた日から三年を経過しないもの

十 省 略

（受験資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。

一 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して二年以上になる

者

イ・ヘ 省 略

二・四 省 略

五 国税審議会が法律学又は経済学に関し前二号に掲げる者と同等以上

一・三 同 上

四 国税若しくは地方税に関する法令又はこの法律の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの

五 同 上

六 国税又は地方税に関する法令及びこの法律以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

七・八 同 上

十九 同 上

（受験資格）

第五条 同 上

一 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して三年以上になる

者

イ・ヘ 同 上

二・四 同 上

五 国税審議会が法律学又は経済学に関し前二号に掲げる者と同等以上

の学力を有するものと認定した者

2 前項第一号に掲げる事務又は業務の二以上に従事した者は、これらの事務又は業務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が二年以上になるときは、税理士試験を受けることができる。

3・4 省略

(登録拒否事由)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士の登録を受けることができない。

一 省略

二 報酬のある公職（国会又は地方公共団体の議会の議員の職、非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第四十三条において同じ。）に就いている者

三・四 省略

五 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令に触れる行為をした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの  
六 次のイ又はロのいずれかに該当し、税理士業務を行わせることがそのままの適正を欠くおそれがある者  
イ 心身に故障があるとき。

ロ 第四条第四号から第十一号までのいずれかに該当していた者が当該各号に規定する日から当該各号に規定する年数を経過して登録の申請をしたとき。

七 税理士の信用又は品位を害するおそれがある者その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者

(登録の取消し)

第二十五条 日本税理士会連合会は、税理士の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十九条の十六に規定する資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。

一 省略

二 第二十四条第六号（イに係る部分に限る。）に規定する者に該当するに至ったとき。

三 省略

の学力を有するものと認定した者

2 前項第一号に掲げる事務又は業務の二以上に従事した者は、これらの事務又は業務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が三年以上になるときは、税理士試験を受けることができる。

3・4 同上

(登録拒否事由)

第二十四条 同上

一 同上

二 報酬のある公職（国会又は地方公共団体の議会の議員の職及び非常勤の職を除く。以下同じ。）に就いている者

三・四 同上

五 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令に触れる行為をした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの  
六 心身の故障により税理士業務を行わせることが適正を欠く虞がある者

七 税理士の信用又は品位を害する虞があり、その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者

(登録の取消し)

第二十五条 同上

一 同上

二 第二十四条第六号に規定する者に該当するに至ったとき。

三 同上

## (登録の抹消)

**第二十六条** 日本税理士会連合会は、税理士が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なくその登録を抹消しなければならない。

## 一～三 省略

四 前号に規定するもののほか、第四条第二号から第十号までのいずれかに該当するに至つたことその他の事由により税理士たる資格を有しないこととなつたとき。

2 税理士が前項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なくその旨を日本税理士会連合会に届け出なければならない。

## (署名押印の義務)

## 第三十三条 省略

## 2～4 省略

5 第一項後段の規定は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百五十二条（地方法人税法（平成二十六年法律第 号）第三十条において準用する場合を含む。）又は地方税法第七十二条の三十五の規定（法人の代表者等の自署押印）の適用を妨げるものと解してはならない。

## (調査の通知)

**第三十四条** 税務官公署の当該職員は、租税の課税標準等を記載した申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を調査する場合において、当該租税に関し第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、併せて当該税理士に対しその調査の日時場所を通知しなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する申告書を提出した者の同意がある場合として財務省令で定める場合に該当するときは、当該申告書を提出した者への通知は、同項に規定する税理士に対してすれば足りる。

## (登録のまつ消)

**第二十六条** 日本税理士会連合会は、税理士が次の各号の一に該当するこどとなつたときは、遅滞なくその登録をまつ消しなければならない。

## 一～三 同上

四 前号に規定するもののほか、第四条第二号から第九号までの一に該当するに至つたことその他の事由により税理士たる資格を有しないこととなつたとき。

2 税理士が前項第一号、第二号又は第四号の一に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なくその旨を日本税理士会連合会に届け出なければならない。

## (署名押印の義務)

## 第三十三条 同上

## 2～4 同上

5 第一項後段の規定は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百五十二条又は地方税法第七十二条の三十五の規定（法人の代表者等の自署押印）の適用を妨げるものと解してはならない。

## (調査の通知)

**第三十四条** 税務官公署の当該職員は、租税の課税標準等を記載した申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を調査する場合において、当該租税に関し第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、併せて当該税理士に対しその調査の日時場所を通知しなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する申告書を提出した者の同意がある場合として財務省令で定める場合に該当するときは、当該申告書を提出した者への通知は、同項に規定する税理士に対しても足りる。

(非税理士に対する名義貸しの禁止)

第三十七条の二 税理士は、第五十二条又は第五十三条第一項から第三項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

(懲戒の種類)

第四十四条 税理士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 省略
- 二 二年内の税理士業務の停止
- 三 省略

(脱税相談等をした場合の懲戒)

第四十五条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六条の規定に違反する行為をしたときは、二年内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は二年内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

- (税理士の権利及び義務等に関する規定の準用)
- 第四十八条の十六 第一条、第三十条、第三十一条、第三十四条から第三十七条の二まで、第三十九条及び第四十一条から第四十一条の三までの規定は、税理士法人について準用する。

- (税理士の権利及び義務等に関する規定の準用)
- 第四十八条の十六 第一条、第三十条、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで、第三十九条及び第四十一条から第四十一条の三までの規定は、税理士法人について準用する。

- (違法行為等についての処分)
- 第四十八条の二十 財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは二年内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

- 254 省略

- (税理士会の会則)
- 第四十九条の二 省略

(懲戒の種類)

第四十四条 税理士に対する懲戒処分は、左の三種とする。

- 一 同上
- 二 一年以内の税理士業務の停止
- 三 同上

(脱税相談等をした場合の懲戒)

第四十五条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六条の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は一年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

- (税理士の権利及び義務等に関する規定の準用)
- 第四十八条の十六 第一条、第三十条、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで、第三十九条及び第四十一条から第四十一条の三までの規定は、税理士法人について準用する。

- (違法行為等についての処分)
- 第四十八条の二十 財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

- (税理士会の会則)
- 第四十九条の二 同上

2 税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

十一 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定

一〇九 省略

十一 省略

(日本税理士会連合会の会則)

第四十九条の十四 日本税理士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一 第四十九条の二第二項第一号、第三号から第五号まで及び第十号から第十二号までに掲げる事項

二〇六 省略

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万元以下の罰金に処する。

一 省略

二 第三十七条の二（第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 省略

2 前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条、第五十九条第一項第二号（第四十八条の十六において準用する第三十七条の二に係る部分に限る。）若しくは第四号、第六十条第三号（第四十八条の二十第一項に係る部分に限る。）、第六十一条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科する。

2 同上

一〇九 同上

十一 同上

(日本税理士会連合会の会則)

第四十九条の十四 同上

一 第四十九条の二第二項第一号、第三号から第五号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項

二〇六 同上

第五十九条 同上

一 同上

二 同上

2 前項第二号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条、第五十九条第一項第三号、第六十条第三号（第四十八条の二十第一項に係る部分に限る。）、第六十一条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科する。